

監 事 の 監 査 報 告 書

令和 8年 6月 5日

学校法人光産業創成大学院大学

理事長 晝 馬 明 殿

学校法人 光産業創成大学院大学

監事 渡 邊 美 夫



監事 小笠原 律 志



私たち監事は、私立学校法（令和 5 年 5 月 8 日施行）第 52 条第 1 項及び学校法人光産業創成大学院大学旧寄附行為（令和 7 年 8 月 29 日施行）第 28 条第 1 項の規定に基づき、学校法人光産業創成大学院大学の令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況について監査を行いましたので、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

監事は、理事会その他の重要な会議に出席するほか、理事、事務局長等から業務の執行状況を聴取するとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な部署において業務及び財産の状況を監査しました。

た、私立学校法第 86 条第 1 項の規定に基づき、学校法人光産業創成大学院大学の監査を行った会計監査人（EY 新日本有限責任監査法人）から令和 7 年度の財務計算に関する書類について報告及び説明を受け、財産目録、事業報告書、貸借対照表及び収支計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

2 監査の結果

- (1) 学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 学校法人の財務に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 計算書類、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）並びに財産目録は会計帳簿と合致し、学校法人光産業創成大学院大学の収支及び財産の状況を正しく示していると認めます。

以上